# 綱領

一、我党ハ労働者、農民、俸給生活者、小商人、小工業者等、全無産階級ノ利益ヲ代表ス。

二、我党ハ無産階級本位ノ政治、経済制度ヲ建設スルコトガ、全ナル社会生活ノ進ムスル所以ト確信シ之レガ実現ヲ期ス。

三、我党ハ資本主義制度ニ健全ナル社会生活ヲ阻害スルモノアリト認メ合法的手段ニヨリ之レヲ改革シ、合理公正ナル社会制度ノ実現ヲ期ス。

四、我党ハ地主、資本家階級ヲ代表スル既成政党ノ壊滅ヲ期ス。

五、我党ハ社会進化ノ過程ヲ無視セザル全無産階級政党ノ統一セラルベキヲ確信シ之レガ戦線統一ヲ期ス。

―党名―

全國民衆党

―結党期日・場所―

一月十五日午后五時　東京本郷区ノ基督教青年会館

一九二〇、一、一二

新党組織準備會

# 党則草案

第一章　名称

第一条　本党ハ全國民衆党ト称シ、本部ヲ東京ニ置ク

第二章　目的

第二条　本党ハ党ノ綱領及政策ヲ実現スルコトヲ以テ目的トス

第三章　構成

第三条　本党ハ党ノ綱領ニ賛同シ、党則ヲ遵守スル個人ヲ以テ構成ス

第四章　機関

大會

第四条　大会ハ党ノ最高決議機関ニシテ大会代議員、中央委員及ビ本部役員ヲ以テ構成ス

第五条　大会ハ毎年一回十二月中央執行委員会之ヲ召集ス

但シ中央執行委員会ハ中央委員三分ノ一以上、又ハ中央委員三分ノ二以上ノ要求アリタル場合ハ臨時大会ヲ招集ス

第六条　大会ノ代議員ハ支部ヨリ選出スルモノトシ、ソノ選出地ノ人口ハ別表ノ定ムルトコロニ依ル

第七条　大会ハ代議員定数三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ決スル事ヲ得ズ

第八条　大会ノ議事ハ出席代議員ノ過半数ヲ以テ決スル事ヲ可トス但シ特別ノ場合ハ此限リニアラズ

第九条　各部門ハ中央執行委員會ノ統制ヲ受ク部長一名、部員若干名ヲ以テ構成シ中央執行委員会之ヲ任命ス

第五章　本部役員

第十条　本部ニハ左ノ役員ヲ置ク

一、中央執行委員長　一名
二、中央執行委員　若干名
三、書記長　一名
四、会計監督　一名
五、会計　若干名
六、部長

第十一条　本部役員ハ左ノ方法ニヨリテ選任ス

一、中央執行委員長、中央執行委員、書記長、会計監督ハ中央委員会之ヲ選ス

二、部長及会計ハ中央執行委員会之ヲ任命ス

第十二条　書記長ハ中央執行委員会ノ命ヲ受ケ党務ヲ處理ス

第十三条　会計ハ党ノ会計事務ヲ處理ス

第十四条　会計監督ハ党ノ会計事務ヲ監督ス

第十五条　各部長ハ当該部門ヲ統轄ス

第十六条　部長ハ会計ハ中央委員会ニ出席シ其ノ所管スル事項ニ関シ説明スル事ヲ得

第十七条　中央執行委員会ハ顧問ヲ推薦スル事ヲ得

第十八条　議員ノ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ